

平成31年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用教科用図書の採択基準

1 採択に係る基本方針

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、県教育委員会が採択権者に対して行う以下の指導、助言又は援助を踏まえ、各採択権者がその判断と責任により、いかなる疑惑の目も向けられないことのないよう、公正確保の徹底に万全を期し、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行う。

2 採択に当たり踏まえるべきこと

(1) 小学校及び中学校(特別支援学校の小学部・中学部を含む)用教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- ・小学校用教科書の採択については、平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。なお、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。
- ・中学校用教科書の採択については、平成30年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の中学校用教科書の採択を行うこと。なお、「特別の教科 道徳」以外の教科については、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号で定める場合においては、この限りではないこと。
- ・国立及び私立の義務教育諸学校において使用する教科用図書についても、上記事項に基づき採択すること。

(2) 平成31年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択すること。なお、その際においては毎年度異なる図書を採択することができること。
- ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料[特別支援学校(小学部・中学部)及び小・中学校特別支援学級用]」を十分活用すること。

3 採択に係る基本的な考え方

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(共同採択地区)であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。その際、採択地区協議会の設置に当たっては、採択権者の判断と責任により、設置要項、運営方針等を策定し、適切な手続きにより進めること。
- (2) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替えが必要な場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして、十分な調査研究を行うこと。
- (3) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教

育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行うこと。

- (4) 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。
- (5) 教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、審議や調査等について厳正な態度で臨み、教科書採択の公正確保の徹底に努めること。また、円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関して問題が生じた場合には、各採択権者が関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな環境を確保すること。なお、採択地区協議会等の運営及び協議に当たっては、下記の4(3)に示した内容に十分留意すること。
- (6) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、採択権者は採択結果・理由等の積極的な公表に努めること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をより一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすこと。

4 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、市町村の条例、教育委員会規則等に基づいて設置・運営するとともに、次に示す内容を参考に、公平性・透明性の高い仕組みを構築すること。

(1) 設置

- ・最初の会の招集者は各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。
- ・各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。
 - ① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
 - ② 協議会について
 - ア 名称、目的、組織、構成
 - イ 委員の選出、委嘱の方法など
 - ウ 委員の名簿
 - エ その他

(2) 運営及び協議

- ① 採択地区内では、8月6日(月)までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。
- ② 市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から8月13日(月)までの期間中に採択を決議し、採択地区協議会にその旨を報告すること。
- ③ 採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。
- ④ 市町村教育委員会は、採択地区の採択完了以後に、各学校へ採択結果を通知すること。
- ⑤ 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見が聞けるよう、採択地区協議会の委員の構成等を工夫改善すること。
- ⑥ 協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方

法をあらかじめ定めること。

- ⑦ 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行うこと。
- ⑧ 教科書の採択に関して保護者や地域住民に説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会における選定資料や議事録等の公表に努めること。また、採択権者においては、引き続き、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

(3) 公正確保の徹底

① 採択地区協議会委員及び調査員等の選任について

- ・教科書採択に直接の利害を有する者や、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすること。
- ・調査員等の選任に当たっては、教科書発行者との関係について自己申告を求めるとともに、文部科学省から送付された教科書の著作編修関係者名簿や教科書協会等から送付された教師用指導書及び教科書準拠周辺教材編集等関与者名簿で、利害関係を有する者でないことを確認すること。

② 教科書見本の取扱いについて

- ・教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については文部科学省によって定められており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは校長、教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者に対する献本若しくは貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと。
- ・採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為（それとの疑念を生じさせる行為を含む。）は厳に慎むこと。

③ 過大な宣伝行為等への対処について

- ・文部科学省による各教科書発行者に対する指導や一般社団法人教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」を十分に踏まえ、それらに違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にはその申出を明確に断るよう留意すること。
- ・過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけ等により円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら毅然とした対応を取り、適切な措置を講ずるとともに、速やかに県教育委員会に報告すること。

④ その他

- ・平成30年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

(4) その他

- ・採択地区協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。